第１９回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日　時：令和２年４月１７日（金）　１８時００分
場　所：災害対策本部室（本庁舎３階）

１　開会

２　本部長あいさつ

３　協議事項
（１）鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第７回）の概要
（２）小中学校等の休業について（教育委員会）
（３）放課後児童クラブの対応について（教育委員会）
（４）休日夜間の窓口業務について（市民生活部）
（５）市民相談の集約について（市民生活部）
（６）介護保険・障がい福祉サービス等について（福祉部）
（７）緊急事態宣言発令に伴う各部の対応について

４　その他

５　閉会

新型コロナウイルス感染症に係る相談、検査の状況について

2020. 4. 17
鳥取市保健所

1　相談件数

（1）相談者別

相　談　者	延件数（件）
住　　民	2, 258
医 療 機 関	262
そ　の　他	422
合　　計	2, 942

（参考：中部 838 件、西部 2, 527 件）

（2）相談内容別

相談内容	延件数（件）
健康相談※	1, 919
検査相談	332
予防方法	106
学校施設の対応	90
その他	495
合　　計	2, 942

※健康相談：「県外に行ったあと熱が出た」、「熱・咳が４日以上続く」など。

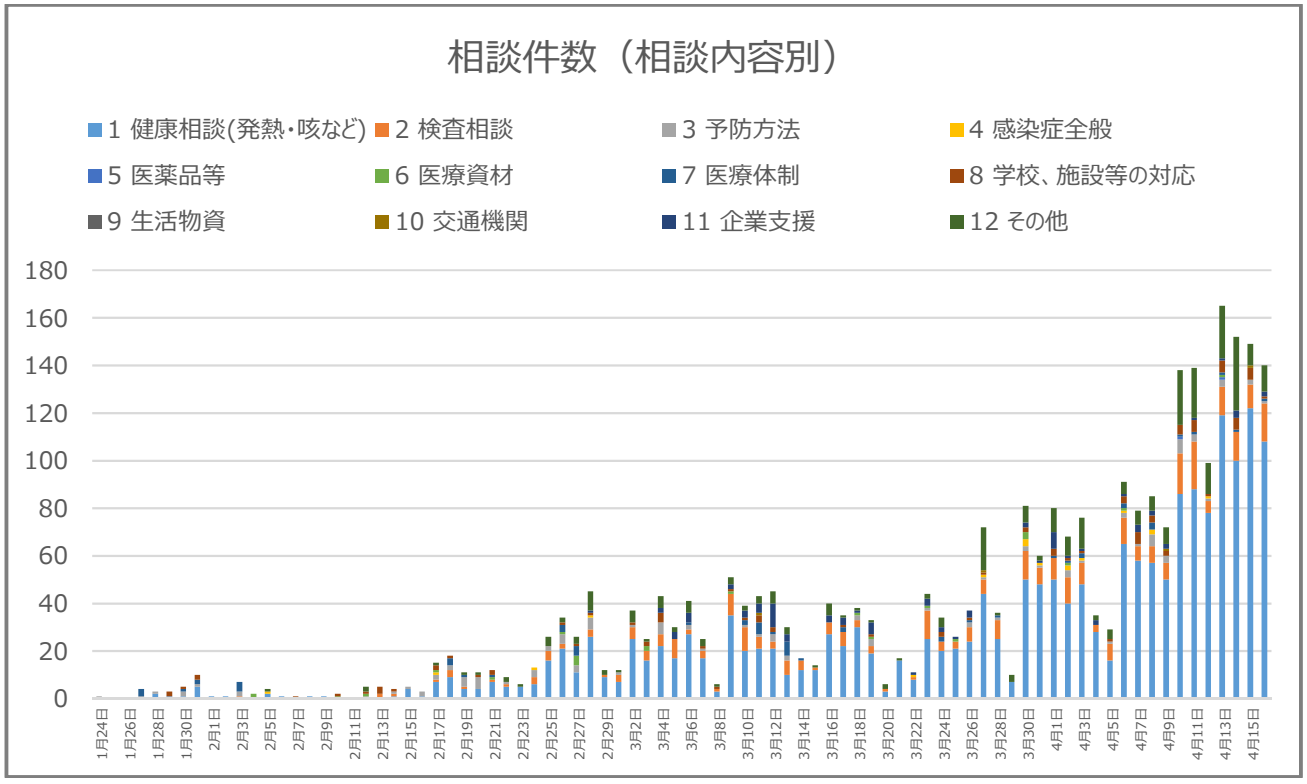

2　検査件数

	東部	中部	西部	合計
件数（件）	267	70	206	543
うち陽性	1	0	0	1

（※相談、検査件数とも、令和２年４月１６日までの件数）

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第７回）

日時：令和２年４月１７日（金）午後５時００分～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第２庁舎３階）ほか
＜感染拡大防止のため部屋を分散して参加＞

出席：知事、副知事、統轄監
危機管理局、総務部、福祉保健部
子育て・人財局、教育委員会

アドバイザー　鳥取大学 景山教授

議　　題

◆学校の休業について

◆県民へのメッセージについて

◆その他

国内における感染者数

国内における感染者数

９，178人（46都道府県）

※クルーズ船　　712人
　チャーター便　　14人
　検疫時等　　135人

総計　10，039人

本県における現状

○感染者数　1名（4/10）のみ

○PCR検査件数（4/16現在）　543件

○発熱・帰国者・接触者相談センターへの相談件数（4/16現在）
　6，130件（東部2，847件、中部804件、西部2,479 件）

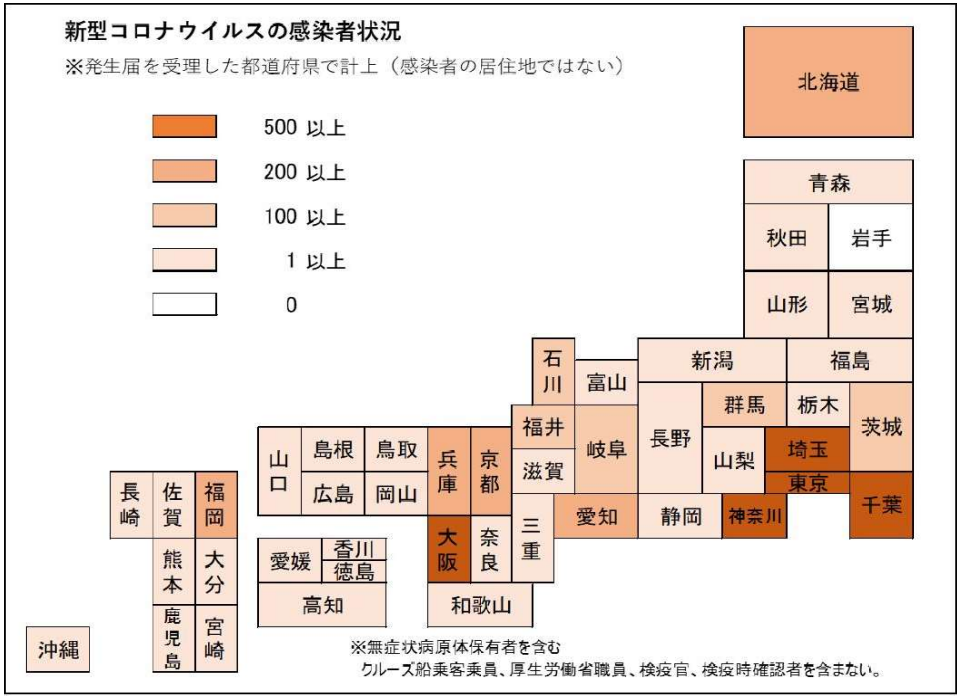

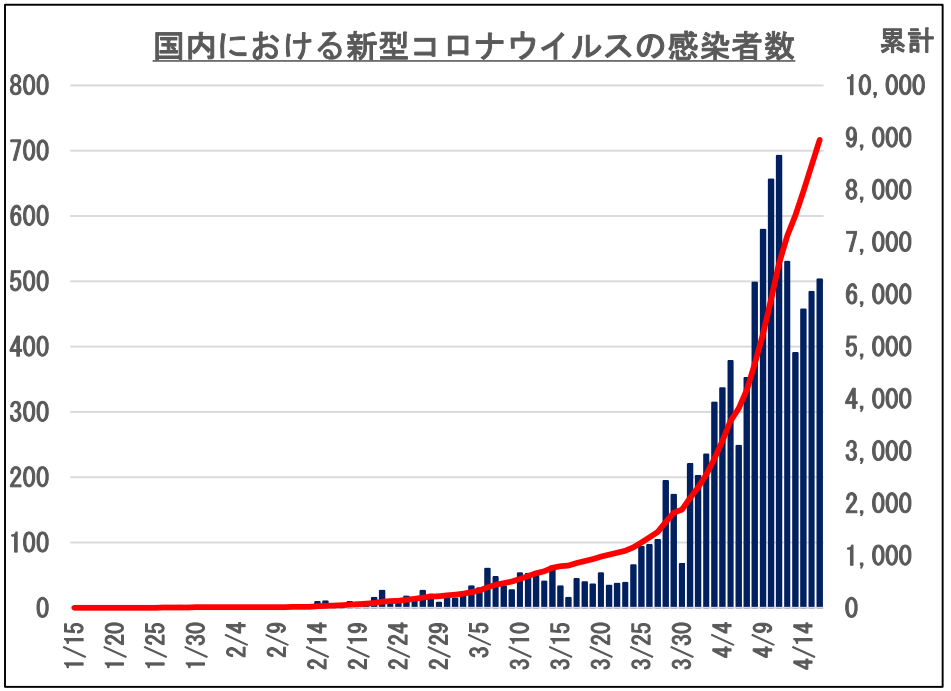

※図、グラフは、4/16現在の本県独自の集計により作成

教育委員会の対応

■県立学校における臨時休校の対応

○４月２７日（月）から５月６日（水）まで臨時休校

・臨時休校中の部活動については中止

・教職員については、それぞれの健康状況や家庭状況に配慮しつつ、学校の状況に応じて在宅勤務などの工夫を行いながら業務を継続

■休校期間中の学習機会の確保・健康管理

・臨時休校中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって学習に著しい遅れが生じることのないよう対応

→e-ラーニング教材などＩＣＴを活用した学習支援や学習プリントによる支援

→教科ごとに適切に学習課題を課す

・児童生徒の健康管理について、電話等で学校と家庭の相互連絡を適切に行うことで健康状態の把握に努める

■居場所が必要な子どもへの対応

・特別の事情により自宅で過ごすことができない特別支援学校の幼児・児童・生徒については、その居場所等について、保護者や福祉保健部局と個別に相談・調整の上で対応

※本県における感染者の状況等によって変更もあり得る

※市町村立学校も同様の措置をとるよう、市町村教育委員会に要請

子育て・人財局の対応

➢ 私立中学校・高等学校について

・県立学校の方針を各私立中学校・高等学校に通知し、対応の参考にしてもらう。

➢ 大学等について

【各高等教育機関の対応】

・鳥取大学　・・・　授業開始を4/22まで延期。6/24までは遠隔授業により実施。

・公立鳥取環境大学　・・・　全学生の健康状況の確認、遠隔授業実施に向けた準備のため、授業開始を5/11に延期。

・米子高専　・・・　遠隔授業により、5/11から授業開始。

➢ 放課後児童クラブについて

・保護者が在宅している登録児童に対しては利用自粛を求めるなど、受け入れ児童の人数を縮小し、学校施設や教員の活用をするなど、感染防止策を強化した上で引き続きの開所を要請する。

・市町村の判断により学校の休業に対応してクラブを閉所する場合は、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者やひとり親など、仕事を休むことが困難な保護者の児童に対する居場所の確保等の配慮を市町村へ要請する。

福祉保健部の対応

〔休業期間の延長〕

鳥取看護専門学校、倉吉総合看護専門学校、歯科衛生専門学校については、今週末（4/17（金））まで休業中。

今後は、県立学校の方針に沿って休業する。

〔医療機関、社会福祉施設における感染予防の徹底〕

院内（施設内）感染に一層留意の上、業務を継続するよう医療機関、社会福祉施設に周知、徹底を行う。

〔放課後等デイサービス〕

医療従事者等、通常どおり業務に従事される方がおられることから、市町村、特別支援学校と連携し、利用ニーズの増減を把握する。

県民の皆様
県内にいらっしゃった皆様へ

◆全国に「緊急事態宣言」が発動されたことに伴い、観光はもとより仕事や帰省などであっても特に必要な場合を除いて都道府県をまたいだ移動を見合わせるよう、強くお願いします。
◆ゴールデンウィーク中は、不要不急の外出をせず、家で過ごしましょう。事業主の皆さんも従業員が休みやすい環境を整えてください。
◆ゴールデンウィーク中は、家族・親戚が帰省しないように呼びかけてください。また、単身赴任中の方も含め家族や親せき・知人などに会うために旅行や観光を目的とした都道府県をまたいで人が移動することは避けましょう。

○人と人との接触機会を平常時より「極力8割」の削減を目指すために、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への通勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等を除き、夜の街を避けるなど不要不急の外出をしないようお願いします。

○1メートル、できれば2メートルのソーシャルディスタンス(他者との距離)をとりましょう。

○手洗いまたは手指消毒、マスク着用を始めとした咳エチケットに加え、三つの「密」※を避け、慎重に行動をお願いします。
※「密閉空間」「密集した場所」「密接した会話」

○風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら、外出は控え、まず、「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
電話:0857-22-5625(鳥取市保健所)、0858-23-3135・0858-23-3136(倉吉保健所)、0859-31-0029(米子保健所)

○医療機関を受診したいと思ったとき、事前に電話して指示に従うようにしましょう。

県内にいらっしゃった皆様へ

○特定警戒都道府県※が出されている地域から鳥取県にお越しの皆様
来県後14日間は、やむを得ない場合を除き、居宅・居所から外出を控えていただきますようお願いします。

※特定警戒都道府県:特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある13都道府県
北海道、東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

総務部の対応

■県庁BCPの発動を踏まえた対応

○4/20からの発動に向けて、全部局に対し、不急の業務の休止や延期を検討するよう徹底し、出勤者を削減する。

○出勤しない職員は、Web会議システムを活用したテレワークなどの在宅勤務を実施。

（※スマートフォンや自宅のパソコンを活用したWeb会議も可能であり、使用方法について庁内LANで解説するなど、普及を図る）

○特に遠距離からの公共交通機関通勤者、基礎疾患のある重症化リスクが高い職員、妊娠している職員等、配慮が必要な職員を優先的に在宅勤務に移行。

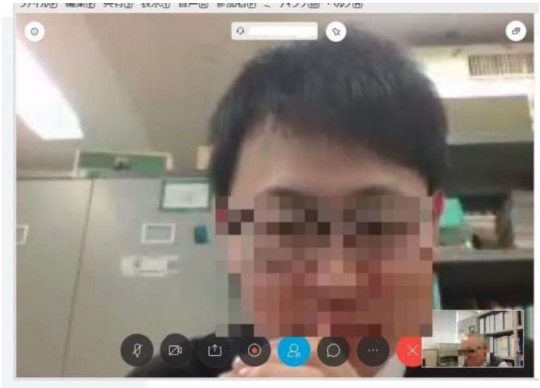

自宅と職場をつないだWeb会議システムの活用（マンツーマンや多人数でのミーティングが可能）

8

総務部の対応

○さらに遠距離通勤者は、本庁、各総合事務所に設置したサテライトオフィスを積極的に活用。

サテライトオフィス〔本庁〕（パソコン、プリンターを配備）

○窓口業務について、人と人との接触機会を極力削減するため、緊急事態宣言実施期間中は、順次、電話相談対応への切り替えや閉庁などを検討する。（ゴールデンウイーク期間中、男女共同参画センター「よりん彩」及び中西部消費生活相談室は電話相談対応を実施）

9

①対策本部　教育委員会の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
◆学校の対応	県の方針に沿って、本市の小・中・義務教育学校は、 令和２年４月27日（月）から令和２年５月６日（水）まで臨時休業とする。 部活動については、４月１７日（金）から中止とする。
◆放課後児童クラブの対応	学校の臨時休業に伴い、感染の予防に留意した上で、受け皿として対応できる体制を順次整えるよう努める。 ※午前中からの開設が困難な放課後児童クラブの児童やクラブを利用していない児童については、学校での一時預かりを行う。児童クラブを利用していない児童のうち、一時預かりの対象となる児童は、小学校１年生から３年生までの児童及び特別支援学級の児童を原則とし、特別な場合は学校長の判断とする。

①対策本部　市民生活部の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
【市民課】 平日夜間・休日（土・日・振替休日）窓口業務の休止	市民総合窓口で、平日夜間及び休日（土・日・振替休日）に行っている業務を、４月２０日から５月６日まで休止 ※ただし、５月２日（土）は開庁 戸籍に関する届出は、警備員室で受領
【市民総合相談課】 問い合わせに対する情報提供	新型コロナウィルス感染症対策に関して、各課が受けた意見、質問を集約し、広報室と協力してウェブサイトページ上で情報提供する予定
【市民総合相談課】 市民への情報提供	新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブルに関する消費生活センターホームページ上の注意喚起情報を更新

①対策本部

福祉部の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
介護保険・障がい福祉サービスの提供に関する対応方針	介護保険・障がい福祉サービスに関する対応方針に変更なし。 【方針の内容】 感染拡大防止に努めながら事業継続する。 ただし、自宅等で待機することが可能な方については、当面の間施設の利用を控えていただき、代替サービスの提供に努めることとする。
放課後等デイサービスの対応	感染の予防に留意した上で、長期休業と同様、午前中からの開所を依頼する。

①対策本部

総務部の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
職員の管理に関すること	【職員課】 ●通常の勤務体制を継続する。 ●4/17職員の公務出張の制限等について、これまでの制限対象を拡大し、全国的に制限する通知を行った。
窓口対応に係るウイルス飛散防止策	【財産経営課】 4/16夕方～、本庁舎1階及び2階の窓口にアクリル板を順次設置。 改めて検討した結果、各総合支所の窓口にも設置することとし、必要枚数を地域振興課を通じて把握中。

①対策本部

総務部の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
市有施設等の休業措置等	【資産活用推進課】 新型コロナウイルス感染症対策に伴う市有施設等の休業措置等について４月１５日（水）鳥取市公式ホームページへ施設一覧表を掲載した。 対象施設は５０６施設
来庁者への感染拡大防止	【検査契約課】 入札来庁者への感染拡大防止に向けた取り組み 4/16　感染予防の徹底を図るため、入札執行にあたって必要な注意点などを市保健所から指導・助言を受け予防に努めることとした。 4/17　指名通知の際、入札参加者へのマスク着用の協力依頼を実施。

①対策本部　税務・債権管理局の対応①

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
市・県民税申告受付期間の終了	【市民税課】 市・県民税の申告期限を4/16まで延長し対応したが、予定どおり4/16をもって終了。 （延長期間中の申告受付件数：520件）
固定資産課税台帳縦覧期間の延長	【固定資産税課】 ・現在、縦覧期間中であるが、不要不急の外出や３密を避ける必要があり、６月１日までとしている今年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間を７月３１日まで延長する。

①対策本部　税務・債権管理局の対応②

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
休日納付窓口の中止	【収納推進課】 令和２年４月２５日（土）、２６日（日）に予定していた休日納付窓口については、開設を中止とします。（対象は、市税、国民健康保険料） ⇒中止については、ホームページで周知予定
電話相談での対応の強化	【収納推進課】 当面の間、督促や催告の際に来庁を促すことは控え、電話での相談を中心とする。 ⇒記載が必要な書類については、郵送でのやり取りとする。

①対策本部

人権政策局の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
相談窓口における感染予防対策の徹底	相談窓口における感染予防対策の徹底を図る ・専門相談（弁護士、カウンセラー相談）を電話対応へ順次切替

①対策本部　企画推進部の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
【政策企画課】 環境大学の授業開始について	○5/11（月）開始 ○学生の感染防止を最優先して授業を進めるため、遠隔授業で実施 ○なお、5/25（月）以降は、遠隔での実施が難しい授業について、対面での授業実施を検討中
【情報政策課】 テレワークの研究について	○テレワーク環境構築の検討を開始 ○鳥取市情報セキュリティポリシーの整理を開始
【情報政策課】 外部関係者との「インターネット会議」の本格運用開始	○4/16～「インターネット会議」の本格運用を開始 ○円滑に利用していただくため各部局・総合支所の筆頭課における操作研修会を実施（4/16）

①対策本部　市民生活部の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
【市民課】 平日夜間・休日（土・日・振替休日）窓口業務の休止	市民総合窓口で、平日夜間及び休日（土・日・振替休日）に行っている業務を、４月２０日から５月６日まで休止 ※ただし、５月２日（土）は開庁 戸籍に関する届出は、警備員室で受領
【市民総合相談課】 問い合わせに対する情報提供	新型コロナウィルス感染症対策に関して、各課が受けた意見、質問を集約し、広報室と協力してウェブサイトページ上で情報提供する予定
【市民総合相談課】 市民への情報提供	新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブルに関する消費生活センターホームページ上の注意喚起情報を更新

①対策本部　市民生活部の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
【地域振興課】 鳥取市の移住・定住相談窓口	○お試し定住体験施設【利用休止】 鳥取市が運営するお試し定住体験施設（中心市街地、福部・河原・用瀬・佐治・気高地域）は５月６日まで利用休止
【協働推進課】 事業等の中止	○春の一斉清掃（５月１７日）の中止 ○地域づくり懇談会の延期（令和２年度開催予定の２４地区を全て令和３年度へ延期）

①対策本部

環境局の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
◆緊急事態宣言発令に伴う対応	○家庭でのマスク等の捨て方について （別添　環境省チラシ）

新型コロナウイルスなどの感染症対策としての
ご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『**ごみの捨て方**』に沿って、「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりしばって封をする**」そして「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようしっかりしばります。

※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。

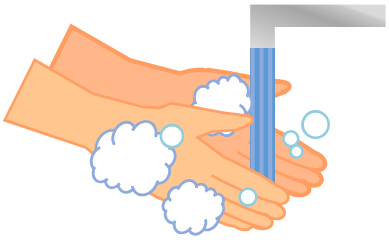

- 『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウィルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。

環境省

環境省公式HP

①対策本部　健康こども部の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
収去検査業務の実施について検討 （食品等の抜打ち検査）	【生活安全課】 県が検査を延期等した場合、本市も県と同じ対応とする。 【理由】 ※検査機関の１つがPCR検査を実施している検査機関であり、検査機関の業務負担を軽減する。 ※コスト削減のため鳥取県と一体となって検査を実施していることから県と同調する必要がある。
◆子育て短期支援事業について	【こども家庭相談センター】 利用者の健康状態に十分注意し、委託先を縮小する形で、継続実施する。 （委託機関：鳥取こども学園）

①対策本部　健康こども部の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
◆養育支援訪問事業について	委託機関による事業は、5月6日までは中止とする。 ただし、特に支援が必要と思われる家庭については、鳥取市及び関係機関が家庭訪問を行うことにより、見守りを行う。
◆妊娠・出産包括支援事業について	利用者の健康状態に十分注意し、委託先を縮小する形で、継続実施する。

①対策本部　経済観光部の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
◆緊急事態宣言発令に伴う対応	市内中小・小規模企業に対して情報収集、状況把握を行う。
◆関連施設の閉鎖	・鳥取砂丘ビジターセンター　4月17日午後から5月6日まで ・鳥取駅構内の観光案内所　4月18日から5月6日まで ・鳥取駅構内の国際観光客サポートセンター　4月18日から5月6日まで
◆マスクの麒麟のまち圏域への流通販売	・㈲大志・㈱とっとり地域商社・鳥取市の3者でマスクの麒麟のまち圏域への優先的な流通販売に関する協定を締結し、㈲大志が製造したマスクの受注を㈱とっとり地域商社が開始 　麒麟のまち圏域内の医療機関、企業等からの注文を受付中 　4/16時点の申込総数：85,800枚　うち発送済：14,400枚 ・鳥取市から㈲大志への直接申込分 　30,300枚　うち発送済　12,400枚

①対策本部　経済観光部の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
◆企業等に対する支援	・融資実行中の地域経済変動対策資金(制度融資)の令和元年度国際経済変動（新型コロナウイルス枠）について、県と市で1/2ずつ負担し、実質3年間無利子化（対象：売上15%以上減少した中小企業等）していたものを5年間に延長 ※市内の事業者からの申込状況 融資申込件数：241件　　融資総額：約54億円 R2.4.16時点　鳥取商工会議所、東部商工会産業支援センター聴き取り

①対策本部　都市整備部の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
◆緊急事態宣言発令に伴う対応 （都市企画課）4/16~	○工事・業務の書類受取や立合いを変更し、工事関係課へ通知 ・受注者との協議書等は、対面での受け渡しを改め、電子メールや電話対応、窓口への書類提出ボックスの設置等で対応 ・現場立会は、必要最小限で対応。
（道路課）4/17~	・鳥取駅北口地下道エスカレーター、階段手摺の消毒1回/日を2回/日に変更 ・密集を避けるため、駅前広場の喫煙所を使用停止 ・申請書類について、電子申請又は窓口設置の提出ボックスによる取扱いとし、相談用窓口1箇所にアクリル板を設置 ・町内会等からの申請書・報告書（防犯灯の申請、除雪の実績報告）の提出期限を延長 ・土地境界の確定立会で関係者が密集しないよう、日時を分散しての立会を申請者に要請

①対策本部

市立病院の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
医療提供体制の確保	・全国への緊急事態宣言の拡大に対応して、昨日（4月16日）改定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に沿って、感染拡大の状況に応じた医療提供体制の確保について検討を開始した。 ・発熱外来患者の増加に対応できるように、発熱患者専用の外来診療体制を整備した。 ・外来患者が発熱患者に接する機会を減らすために、電話再診による処方箋の発行が可能なことを主治医から直接患者に説明する取組を開始した。

①対策本部

水道部の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
職員の管理	・職員へ健康管理の再徹底 ・公務出張の制限等
飛沫感染の防止	・料金支払い窓口、給水装置工事の申込み窓口などのカウンターに仕切りボードを設置 ・庁舎内でのソーシャルディスタンスの徹底

①対策本部

市議会の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
◆緊急事態宣言発令に伴う対応	・行政視察の実施及び他市からの受け入れの中止 ・本会議、委員会等の傍聴の自粛要請

①対策本部　国府町総合支所の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
◆緊急事態宣言発令に伴う対応	○支所への来庁者に、マスク着用の協力を呼びかける張り紙を掲示する。 ○窓口に設置する遮蔽用の仕切りについて、設置を検討する。 ○支所内における新型コロナウイルスに関する相談内容等を集約し、情報の共有を行う。 　併せて、相談対応のフローを全職員に配布しスムーズな対応に努める。

①対策本部　福部町総合支所の対応

＜対応状況等＞

項目	対策内容
◆陽性患者発生後の追加対応、変更事項	・市民福祉課の窓口にビニールカーテンを設置 ・総合支所の消毒等実施要領作成 ・窓口対応職員にマスク着用を徹底。

①対策本部　河原町総合支所の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
◆緊急事態宣言発令に伴う各部の対応	・鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画を再度各課で確認 ・ウイルス飛散防止のため、窓口にアクリル板を作成中

①対策本部　用瀬町総合支所の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
◆緊急事態宣言発令に伴う対応	・不特定多数の人が触れるドアの手摺やカウンターの朝・昼の消毒の実施、2時間程度での換気の実施等を盛り込んだ、用瀬町総合支所安全衛生委員会で定めた「職場における新型コロナウイルス感染症の予防について」の周知と実施の徹底 ・生活の維持のために必要なものを除き、不要不急な外出をしないことや、大型連休を含め、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛することを、職員に要請

①対策本部　佐治町総合支所の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
◆緊急事態宣言発令に伴う対応	来庁者への手指消毒の徹底と「佐治町総合支所における職場での感染防止対策」の継続実施。 また、令和2年4月10日付、副市長通知「新型コロナウイルス感染被害防止と安全確保の徹底について」とＢＣＰ「業務継続計画」の周知徹底。

①対策本部　気高町総合支所の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
◆緊急事態宣言発令に伴う対応	・飛沫感染防止のため窓口にビニールシートを設置 ・カウンターの消毒

①対策本部

鹿野支部の対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
◆緊急事態宣言発令に伴う対応	・BCP計画について再度、各課・室で確認した。 ・ウィルス飛散防止のため、窓口にビニールシート及びアクリル板を設置（４月１３日済）

①対策本部

青谷町総合支所対応

＜緊急事態宣言発令に伴う対応等＞

項目	対策内容
◆緊急事態宣言発令に伴う対応	●市民対応窓口に仮設ビニールシート貼付 ●ＢＣＰ計画の具体的な業務実行について再確認 ●市民からの各種問合せ、相談体制について確認